

横浜市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（案）

（趣旨）

第1条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。）の施行については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（容積率の特例の許可の申請に係る添付書類）

第2条 省令第18条の規則で定める図書又は書面は、案内図、配置図その他市長が必要と認めるものとする。

（委任）

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、建築局長が定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和4年 月 日から施行する。